

○国土交通省告示第二百十号

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第四十四条第七項及び第四十五条第二項の規定に基づき、大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示を次のように定める。

平成十七年二月一日

国土交通大臣 北側 一雄

大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（以下「技術基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（揮発性物質放出防止設備に係る技術上の基準）

第二条 技術基準省令第四十四条第七項の告示で定める揮発性物質放出防止設備の設置に関する技術上の基準の細目は、揮発性物質移送管につき、次に掲げるものとする。

一 異なる貨物タンクの蒸気であつて、かつ、混合することにより危険が生ずるおそれのあるものについては、それぞれが混合されることなく移送することができるものであること。

二 船体に接地していること。

三 イナートガスを貨物タンクに供給するための管を揮発性物質移送管として使用する場合は、当該移送管は、イナートガス発生装置に揮発性物質の流入を防止するための措置が講じられているものであること。

四 通気装置の誤作動を防止するための措置が講じられているものであること。

(船舶発生油等焼却設備に係る技術上の基準)

第三条 技術基準省令第四十五条第二項の告示で定める船舶発生油等焼却設備の設置に関する技術上の基準の細目は、次に掲げるものとする。

- 一 燃焼室内の酸素の濃度が、六パーセント以上十二パーセント以下であること。
- 二 燃焼ガス中の一酸化炭素の含有量が、一メガジュール当たり二百ミリグラム以下であること。
- 三 燃焼ガス中のすすの含有量が、バカラック三度又はリングエルマン一度以下であること。ただし、運転開始直後においては、この限りでない。
- 四 燃焼後の残留物に含まれる不燃焼物の重量が、燃焼前の全重量の十パーセント以下であること。
- 五 燃料及びスラッジの配管が、継目がない鋼管で造られていること。ただし、外径が六十ミリメートル以下であるものは、この限りでない。この場合において、ポンプにより圧力が加わる管であつて外径が三十三ミリメートル以上であるものは、ユニオン継手を使用してはならない。
- 六 回転又は可動するすべての部分が、取扱者に障害を与えないよう保護されていること。
- 七 燃焼室の保守及び点検が容易にできるものであること。
- 八 定期的な保守及び整備の必要な箇所に油等を受けるための受皿が設けられていること。
- 九 表面温度が、周囲の温度より摂氏二十度以上上昇しないよう、表面が十分に耐火物(燃焼室の温度に当該温度の二十パーセントを加えた値以上の温度に耐え得るものであること。)又は冷却装置で保護されていること。ただし、表面温度が摂氏六十度を超える場合にあつては、直接接触しないように保護されていなければならない。
- 十 固体の廃棄物を投入する船舶発生油等焼却設備の投入口は、二重扉とすること。ただし、バックファイヤのおそれのないもの又は地方運輸局長が投入口の構造等を考慮して承認したものについては、この限りでない。

十一 燃焼中又は燃焼室内の温度が摂氏二百二十度以上である間、焼却灰取出口が開かないようにするための装置が設けられていること。

十二 燃焼室排気口から二・五メートル離れた場所における燃焼ガス温度が摂氏三百五十度以下となるものであること。

十三 燃焼ガスの熱を利用した熱回収装置を有する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 煙道の内部の管装置は、船舶発生油等焼却設備が稼動している間、乾燥した状態が保たれること。

ロ 管装置への水の供給が遮断された場合に、可視可聴の警報を発することができるものであること。

ハ 煙道の内部の管装置の表面を洗浄するための措置が講じられていること。

十四 船舶発生油等焼却設備及び当該設備から離れた場所に電気の供給が停止できる非常停止装置が設けられていること。

十五 燃焼ガス用送風機を設ける場合にあつては、船舶発生油等焼却設備以外の装置を操作することにより当該送風機を再始動させることができるものであること。

#### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この告示は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第二百一十一号

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二第三号の規定に基づき、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第一条の二第三号の用途を定める告示を次のように定める。

平成十七年二月一日

国土交通大臣 北側 一雄

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第一条の二第三号の用途を定める告示

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第一条の二第三号の国土交通大臣が定める用途は、次に掲げるものとする。

- 一 海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶への設置
- 二 災害発生時のみの使用
- 三 救命艇（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第二条第一号イの救命艇をいう。）等の災害発生時にのみ使用する船舶への設置
- 四 海底及びその下における鉱物資源の掘採時のみの使用
- 五 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第二項の瀬戸内海機船船びき網漁業に用いられる船舶への設置

附 則

この告示は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日から施行する。